

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

<p>路 線 名</p>	<p>東京所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>所沢市大字久米字峯一九七六番一地 先から同市大字久米字田島二二二〇 番地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和六年三月十九日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成三十一年二月五日付け埼玉 県川越県土整備事務所長告示 第一号で告示した道路予定 区域の供用開始である。 延長 二二二・六〇メートル</p>